

■ 都市計画

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備および市街地の開発などを計画するものです。

1－1 都市計画法

「都市計画法」は、都市計画を遂行するうえで必要となる手続き、制限、事業などを定めたものです。この法律は、健全で文化的な都市生活を確保することを目指し、適正な制限のもとに土地の合理的利用が図られることを基本理念としています。

現在の都市計画法は、昭和30年代からの高度経済成長の過程の中で、都市への人口や機能の集中が進み、市街地の無秩序な拡大が全国共通の課題となつたことをふまえ、昭和43(1968)年に制定されました(昭和43年法律第100号)。

制定後約30年が経過し、社会経済情勢などの変化により、「都市化社会」(新市街地の形成を中心とする都市づくりを目標とした社会)から「都市型社会」(既成市街地の再整備に軸足を置く社会)への移行が進み、従来の制度ではなじまない点も生じてきたことを踏まえての見直しが進み、平成12(2000)年に法改正が行われています。

その後も適時社会経済情勢などの変化を踏まえた法改正が行われ、近年では立地適正化計画制度の推進に寄与しうるよう都市再生特別措置法を踏まえた見直しなどが行われています。

この法律における都市計画の内容は、

- ◇ 土地利用に関する計画
 - ◇ 都市施設(道路・公園・下水道など)に関する計画
 - ◇ 市街化整備事業(土地区画整理、市街地開発など)に関する計画
- の3つを柱とし、更にそれぞれが細分化されています。

1－2 都市計画区域

「都市計画区域」とは、行政区域にとらわれず、人口や従業者数、土地利用の状況および見通し、地形等の自然的条件、通勤・通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置状況などを総合的に判断し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全を図っていく必要がある範囲として、県が定める区域です。

現在の館林都市計画区域は、隣接する板倉・明和・千代田・邑楽の4町を含めた区域となっています。このため、後述する個々の都市計画の立案については、市単独ではなく、4町と連携する場合があります。

1－3 都市計画決定

「都市計画の決定」とは、将来必要な都市施設や用途地域などの土地利用規制、あるいは土地区画整理事業などの区域を、都市計画法に基づく一定の手続きにより定めるものです。広域的・根幹的な見地からのものは県、その他は基本的に市が定めることになっています。

決定に先立ち、案を作る段階で、関連する行政機関などとの調整を行います。さらに、公聴会の開催などにより市民の意見を反映させることとされています。次に、都市計画を定めようとする旨を広く一般の方へ知らせ、案を縦覧に供します。市民や利害関係人はその案に対し、意見書を提出することができます。その後、県決定については県都市計画審議会、市決定については市都市計画審議会の議を経ることとなっています。また、県決定においては国の同意を受ける場合があります。

このような手続きを経て決定すると、その旨を広く一般の方へ知らせ、都市計画の内容を表示する図書の長期縦覧に入れます。また変更の場合も同様な手続きとなります。

計画を定めた後の実行手段としては ① 都市計画制限と ② 都市計画事業があります。

① は定められた都市計画に沿って建築行為などに規制を加えて実現を図り、② は公共団体などが直接事業を行い、実現を図るものです。